

## 4. 石綿の飛散・ばく露防止の応急措置

## 【実施事項】

建築物等の所有者等は、石綿露出状況の確認調査結果に基づき、石綿飛散のおそれがある箇所について、石綿飛散・ばく露防止の応急措置を行う。

## 【解説】

石綿露出等が確認された場合は、速やかにばく露防止措置を行うとともに、建築物等の周辺を立入禁止、養生、湿潤化(散水や薬液散布)により応急の飛散防止措置を行う。

応急措置例を表3.3に示した。表は、措置の優先順に並べている。可能な範囲で上位の措置、複数の措置を実施する。飛散防止措置が不可能な場合には最低限、ばく露防止措置を行う。

また、立入禁止措置のみを講じた場合には、周辺住民等への情報提供のため、石綿含有建材の露出がある旨の掲示を併せて行う必要がある。飛散防止措置を実施した場合にも、露出した石綿含有建材飛散の防止措置を実施していることについて掲示をすることが望ましい。

なお、緊急性を要する場合を除き、除去、封じ込め及び囲い込みの措置はインフラ回復後に平常時の対応により実施する。

表3.3 応急措置(例)

種類		措置	
1.	飛散防止	養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る
2.		散水・薬液散布	水・薬液等の散布を行い湿潤化・固形化等の措置を行う
3.	ばく露防止	立入禁止	散水・養生等が行えない場合は、石綿へのばく露を防ぐ為、対象建築物の周囲をロープ等によって区切り、立入禁止とする。

備考)「除去」、「封じ込め」及び「囲い込み」は、インフラ回復後に平常時の対応により実施する。



写真：熊本県

図3.6 応急飛散防止措置の例